平成２８年（フ）第４３８号
北九州市小倉北区須賀町９番20―202号
破産者　小川　康成
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７２号
佐賀県多久市西多久町大字板屋6653番地
破産者　樋渡　春代
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
熊本市北区八景水谷１丁目25番57号
破産者　平田　忠篤
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
大分県宇佐市大字長洲3057番地の10
破産者　川島　利文
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３号
北海道檜山郡江差町字茂尻町264番地
破産者　大門　和子
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第３６号
青森県上北郡おいらせ町洋光台４丁目１番地６、旧住所宮城県仙台市青葉区北山３丁目６番12号　ノールヴィラージュ103
破産者　馬場　健太
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第５７号
岩手県北上市下江釣子11地割130番地２
破産者　高橋　大樹
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３４７号
仙台市泉区館２丁目22番地の14
破産者　遠藤　博子
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４８号
宮城県宮城郡松島町高城字町５番地　今野アパート　西室、従前の住所宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅311号
破産者　高橋　康浩
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
金沢市入江３丁目69番地　メゾンＫ302号、従前の住所石川県かほく市木津ニの73番地
破産者　桶谷　秀三
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２号
岐阜県土岐市泉郷町４丁目12　サニーハイツ土岐Ｃ号室、住民票上の住所岐阜県瑞浪市山田町114番地の13
破産者　松澤　　圭
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３５９号
愛知県一宮市猿海道１丁目15番10号　コーポエデン206号
破産者　黒田　精司
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９号
愛知県豊橋市西羽田町189番地の１
破産者　システムアトリエ・かねだこと　吉田　康弘
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８１号
佐賀県鹿島市大字井手336番地14　コーポ大信２号室、開始決定時の住所佐賀市久保田町大字新田3827番地３
破産者　南川　利浩
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
佐賀市若宮２丁目17番８―101号
破産者　横田　大助
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９１号
佐賀市鍋島町大字八戸1229番地３
破産者　中山　寿志
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
長崎県南島原市北有馬町甲396番地
破産者　山村　秀明
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
長崎県南島原市北有馬町戊2835番地
破産者　伊藤　秀昭
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅109棟29号
破産者　岡田　陽子
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係